

◎離島振興法の一部を改正する法律

(平成二四年六月二七日法律第四〇号(衆

一、提案理由(平成二四年六月二五日・衆議院本会議)

○伴野豊君 たいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

.....(略).....

次に、離島振興法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

離島振興法は、離島の基礎条件の改善及び産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施することを目的として、議員提案により、昭和二十八年七月、十年間の時限法として制定されたものであり、以後、五度にわたり、有効期限を延長するとともに、諸施策を拡充してきたところであり、

しかしながら、人口の減少が長期にわたり継続し、高齢化が急速に進展するとともに、無人の離島が増加するなど、離島をめぐる自然的、社会的諸条件は厳しく、いまだその産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況は解

離島振興法の一部を改正する法律

消されるに至っていないところであり、

本案は、このような離島の社会経済情勢に鑑み、離島振興施策の一層の充実強化を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、目的規定において、離島の国家的、国民的役割及び離島の置かれた現状と背景をより明確にするとともに、離島振興の目的として、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善や、定住の促進などについて明記すること、

第二に、基本理念及び国の責務規定を新設し、国は、基本理念のつとより、離島の振興のための施策を総合的、積極的に講ずる責務があること、

第三に、離島振興の実施体制の強化等を図るため、主務大臣の追加等を行うこと、

第四に、離島振興基本方針及び離島振興基本計画に係る規定の整備を図るとともに、基本的施策の充実を図ること、

第五に、財政上及び税制上の措置等について定めるとともに、離島活性化交付金等の交付について定めること、

第六に、政府は、離島特別区域制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずること、

第七に、本法の有効期限を平成三十五年三月三十一日まで十

年間延長すること
などでありませ

本案は、本日の国土交通委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することと決したものであります。

なお、離島の振興に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成二四年六月一五日)

離島は四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、定住の促進を図ることとは喫緊の課題であり、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺漏なきを期するべきである。

一 今回の改正離島振興法の最大の特徴の一つであるソフト事業支援施策については、介護、自然環境、再生可能エネルギーをはじめ、交通・情報通信、産業・雇用、医療・福祉、教育、防災・減災の分野といった多岐にわたるもので

あり、具体的かつ充実した施策の実施に努め、離島住民の定住に資するものとする。例えば、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実等について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。とりわけ新しく創設した離島活性化交付金制度については積極的かつきめ細やかな活用を図ること。

二 改正後の離島振興法第七条の二の規定による離島活性化交付金等事業計画に記載する事業等として、離島漁業再生支援交付金、携帯電話等エリア整備事業、へき地保健医療対策費、医療施設等設備整備費、医療施設等施設整備費、離島流通効率化事業及び離島高校生修学支援事業を盛り込むとともに、離島の妊婦の健康診査の受診及び出産に対する支援等新たな国の離島活性化に資するソフト事業についても盛り込むこと。

また、改正後の離島振興法第七条の四の規定により公表することとする事業等としては、地域公共交通確保維持改善事業及び離島ガソリン流通コスト支援事業を盛り込むこと。

三 離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる「海の国道」として重要な役割を担っている航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこ

と。また、離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことから、その支援に關して必要となる新たな法制の整備を含め支援のあり方について検討すること。併せて、国と地方の適切な役割分担も踏まえ、離島の道路の国道指定について柔軟な運用を図ること。

四 政府において、災害時多目的船（病院船）を導入・運用する際は、災害時等以外の平時における離島住民の検診・医療等への活用について検討すること。また、災害時の離島の孤立防止等のため、離島における飛行艇の定期的な活用も併せて検討するとともに、ヘリポートの整備を推進すること。

五 学校は離島定住促進の条件として極めて重要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について国は可能な限り支援すること。

六 離島特別区域制度について、政府はその制度の詳細設計を定めた新たな法制の整備を早急に検討すること。その際、既存の復興特別区域制度等を参考とし、厳しい自然的社会的条件の下にある離島の活性化と定住の促進に資する規制の特例措置、金融・財政上の措置などを盛り込むこと。

離島振興法の一部を改正する法律

七 政府は、離島振興の成功事例を収集し、離島関係自治体への周知の徹底に努めること。

八 本委員会は、附則第五条に規定する「早急に」は、一年以内と認識する。
右決議する。

二、参議院国土交通委員長報告（平成二十四年六月二〇日）

○岡田直樹君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

………（略）………

次に、離島振興法の一部を改正する法律案は、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、離島の厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、無人島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進を図るため、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、目的規定を整備し、離島振興の基本理念及び国の責務に係る規定並びに離島活性化交付金等の交付に係る規定を定め、医療、介護サービス、交通、産業、教育その他の分野におけるソフト施策の充実を図る等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、離島振興の現状と課題、今回の改正の主要事項、離島活性化交付金制度創設の意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年六月一九日)

離島は四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、定住の促進を図ることは喫緊の課題であり、かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法の最大の特徴の一つであるソフト事業支援施策については、介護、自然環境、再生可能エネルギーを始め、交通・情報通信、産業・雇用、医療・福祉、教育、防災・減災の分野といった多岐にわたるものであり、具体的かつ充実した施

策の実施に努め、離島住民の定住に資するものとする。例えば、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実等について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。とりわけ創設した離島活性化交付金制度については積極的かつきめ細やかな活用を図ること。

二 改正後の離島振興法第七条の二の規定による離島活性化交付金等事業計画に記載する事業等として、離島漁業再生支援交付金、携帯電話等エリア整備事業、へき地保健医療対策費、医療施設等設備整備費、医療施設等施設整備費、離島流通効率化事業及び離島高校生修学支援事業を盛り込むとともに、離島の妊婦の健康診査の受診及び出産に対する支援等新たな国の離島活性化に資するソフト事業についても盛り込むこと。

また、改正後の離島振興法第七条の四の規定により公表することとする事業等としては、地域公共交通確保維持改善事業及び離島ガソリン流通コスト支援事業を盛り込むこと。

三 離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる「海の国道」として重要な役割を担っている航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。また、離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことから、その支援に関して必要となる新

たな法制の整備を含め支援の在り方について検討すること。
あわせて、国と地方の適切な役割分担も踏まえて、離島の道路の国道指定について柔軟な運用を図ること。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

四 政府において、災害時多目的船(病院船)を導入・運用する際は、災害時等以外の平時における離島住民の検診・医療等への活用について検討すること。また、災害時の離島の孤立防止等のため、離島における飛行艇の定期的な活用も併せて検討するとともに、ヘリポートの整備を推進すること。

五 学校は離島定住促進の条件として極めて重要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について可能な限り支援すること。

六 離島特別区域制度について、その制度の詳細設計を定めた新たな法制の整備を早急に検討すること。その際、既存の復興特別区域制度等を参考とし、厳しい自然的社会的条件の下にある離島の活性化と定住の促進に資する規制の特例措置、金融・財政上の措置などを盛り込むこと。

七 離島振興の成功事例を収集し、離島関係自治体への周知の徹底に努めること。

八 本委員会は、附則第五条に規定する「早急に」は、「一年以内」と認識する。
右決議する。

離島振興法の一部を改正する法律